

大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間建築物の吹付け建材に使用されているアスベストの含有調査を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もってアスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第2条に規定する石綿等をいう。
- (2) 民間建築物 市内の建築物で、国、地方公共団体その他の公的機関が所有し、又は管理する建築物以外のものをいう。
- (3) アスベストの含有調査 民間建築物の吹付け建材について行うアスベストの含有の有無と含有量に係る調査をいい、原則として1敷地に存する建物について行うものをいう。
- (4) 分析機関 社団法人日本作業環境測定協会が公表した「石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧」に掲げる機関又は市長が当該機関と同等以上の分析能力を有すると認めた機関をいう。
- (5) 分析方法 J I S A 1481：2008「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」又は同等以上の精度を有する調査方法をいう。

(補助対象建築物)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 吹付け建材にアスベストが使用されているおそれのあるもの
- (2) 建築基準法（昭和28年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けて建築されたもの
- (3) 区分所有の建築物である場合は、管理組合の議決を得ているもの
- (4) 管理者若しくは管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体をいう。以下同じ。）の代表者が補助金の交付を受けようとする場合又は複数の者が所有する建築物である場合は、所有者全員の同意が得られているもの
- (5) 解体又は除却する予定がないもの
- (6) 増改築等の予定がないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者又は管理者若しくは管理組合の代表者であること。

- (2) 市税を完納していること。
- (3) アスベストの含有調査について、他の補助金等の交付を受けていないこと

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が分析機関に支払うアスベストの含有調査に要する経費とし、その額は、1棟当たり250,000円を上限とする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 建築物の位置図（縮尺1/2,500以上で区域を赤色で明示したもの）
- (2) 建築物の配置図（対象建築物を赤色で明示したもの）
- (3) 建築物の平面図（吹付け材の施工場所、検体の採取場所を明示したもの）
- (4) 建築確認通知書の写し（建築概要書の写し）
- (5) 現況写真（建物の外観及び吹付け材の施工状況が判るもの）
- (6) 建築物の所有権を証する書面（登記事項証明書又はその他所有権が推定できるもの。）
- (7) 区分所有の建築物については、管理組合の組合規約及びアスベスト含有調査を実施することを議決したことを証する書面
- (8) 管理者若しくは管理組合の代表者が補助金の交付を受けようとする場合又は複数の者が所有する建築物である場合については、所有者全員の同意書
- (9) 複数の分析機関からの見積書又はその写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補助事業の変更承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業変更承認申請書（様式第4号）又は大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）とする。

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第6号）若しくは大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第7号）又は大津市民間

建築物アスベスト含有調査事業費補助事業変更承認棄却（却下）決定通知書（様式第8号）若しくは大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助事業実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 分析機関が発行した分析調査結果報告書
- （2） アスベスト含有調査の実施に関して分析機関と締結した契約書の写し
- （3） アスベスト含有調査に要する費用に係る分析機関からの請求書及び領収書の写し
- （4） その他市長が必要と認める書類

3 前項の実績報告書の提出は、当該事業の完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行わなければならない。

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付請求書（様式第12号）とする。

（取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金交付取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による通知は、大津市民間建築物アスベスト含有調査事業費補助金返還通知書（様式第14号）により行うものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。